

070621

## 特養 非営利法人に解禁！ -第5回介護施設等の在り方に関する委員会

昨日(6/20)第5回介護施設等の在り方に関する委員会が開催され 次のような議論が行われました。

### 療養病床から転換した老人保健施設における医療サービスの提供について

今回は 後日開催される「介護給付費分科会」へ提出する意見集約という重要な位置づけで 厚生労働省から事務局案が提示されました。文言の一部修正を行い 了承されました。議論の対象となったのは転換型老健の名称。事務局案では 単に「医療機能強化型」でしたが 医師会や老健協会・療養病床協会の委員等から「医療機能強化型」では「療養病床よりも絶対的な医療的サービス量が減少するのに 医療機能が強化されている印象を受ける」「従来型老健でも医療行為は十全に行われている」「医療だけでなく生活機能の重視が必要」等々 異論が続出したため名称の前に**(仮称)**と謳うことになりました。

### 療養病床転換促進のための追加的支援措置について

#### 療養病床転換促進のための追加支援措置(案)

医療機能強化型の老人保健施設の創設 / 療養病床から転換した老人保健施設を対象に、夜間の看護体制や看取りの対応体制の整った医療機能強化型の老人保健施設を創設し、療養病床から転換した老人保健施設に入所している者(医療区分1の者及び医療区分2の者の一部)に対し、適切な医療サービスを提供する。[6月20日の「介護施設等の在り方に関する委員会」とりまとめを経て、介護給付費分科会に諮問の上、平成20年4月に介護報酬改定(関係省令等の改正)]

#### 医療法人など営利を目的としない法人による特別養護老人ホームの設置

医療法人など営利を目的としない法人による特別養護老人ホームの設置を認めることにより、療養病床の転換先の選択肢を拡大する。[平成20年通常国会に老人福祉法改正法案を提出、成立後速やかに施行予定]

**サテライト型施設の多様化** / 本体施設とサテライト型施設について、多様な組合せを可能にするとともに、人員・設備基準等について更なる規制緩和を行うことにより、療養病床を有する医療機関の経営の選択肢を拡大する。[介護給付費分科会に諮問の上、平成20年4月に介護報酬改定(関係省令等の改正(平成20年4月施行予定))]

#### 小規模老健施設の人員基準等の緩和

小規模老健施設について、介護報酬の算定上限日数の撤廃や、介護支援専門員等の人員基準の緩和を行うことにより、診療所等の小規模医療機関の転換を促進する。[介護給付費分科会に諮問の上、平成20年4月に介護報酬改定(関係省令等の改正(平成20年4月施行予定))]

在宅医療と「住まい」の場を組み合わせたサービス提供体制の構築 / 診療所に併設された有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅の居住者に対する在宅医療の提供を推進する観点から適切な診療報酬について検討する。[平成20年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会で検討]

新たな借換融資制度の創設 / 過去に療養病床整備に要した借入金(債務)について、長期の安定融資へ借り換えを行う「療養病床転換支援貸付金制度(仮称)」(民間金融機関からの借入金を福祉医療機関が借換、福祉医療機関の既存融資案件に係る償還期間を延長)を創設し、毎年の返済額を低減することにより、転換後の安定的な経営を実現する。[平成20年4月から]

#### 第4期介護保険事業計画における療養病床転換の受入れの円滑化

療養病床の転換が本格化する第4期(平成21~23年度)介護保険事業(支援)計画では、医療療養病床から介護施設への転換について、**定員枠を設けずにすべて受け入れる**。[平成21年4月施行(基本的考え方については本年6月に通知)]

議論は 次回以降へ持ち越しになりましたが特養解禁という大問題があります。5/22のレポートで紹介したとおり 前回は「医療法人による特別養護老人ホームの設置」となっていたのが 今回の案では「**営利を目的としない法人**」すべてに範囲が拡大されています。さらには来年の通常国会に法案提出という日程まで記されています。ここで気になったのが 3/11付けの日本経済新聞の次のような報道です。

「農協系医療機関、特養参入を解禁・自民方針 自民党は特別養護老人ホームの設置・運営に関する規制を緩和する方針だ。地方自治体や社会福祉法人などに限定している運営主体を農協系医療機関にも認める。地方の農村部を中心に特養への入居を望む待機者が多い現状を踏まえ、受け皿の一つに育てる。議員立法で今国会に関連法の改正案を提出し、2008年からの実施を目指す。自民党の議員連盟である『農民の健康を創る会』(会長・中川昭一政調会長)が中心となって老人福祉法の改正案を準備している」。

政治・選挙がらみのきな臭さを感じざるを得ません。そこで委員会終了後 厚労省幹部に「参院選の結果 状況が変化したらどうするのか」という質問をしてみると「選挙に関係なく粛々と進める」という官僚らしい答えが返ってきました。このほか「第4期介護保険事業計画における療養病床転換の受入れの円滑化」についても「医療療養病床から介護施設への転換について、定員枠を設けずにすべて受け入れる」となれば 特養を筆頭に居住系サービスの整備計画にも大きな影響を与えることは必至です。給付費分科会の審議動向から目が離せません。

